

(ご参考：5/21) 日系企業・レストラン向け COVID-19 関連情報 (在シアトル総領事館)

ワシントン州日系企業・団体・レストラン関係者の皆様

いつもお世話になっております。在シアトル日本国総領事館経済班です。

本日の参考情報を以下のとおりお知らせします。

現在の危機的状況に鑑み、このニュースレターでは、多くの方にご利用いただける有益な情報の提供があった場合、情報元を示して掲示しています。なお、このことは、総領事館として、情報元の団体・個人をいかなる意味でも宣伝・推薦するものではないことを申し添えます。

本ニュースレターを追加で受け取りたい方が周りにいらっしゃいましたら、[こちらの登録フォーム](#)をご紹介ください。また、当地日系企業等に周知できる有益な情報などございましたらお知らせください。館内で確認し、公平・中立の観点から適切なものを本ニュースレター等で共有させていただきます。

【参考：在シアトル日本国総領事館：[新型コロナウイルス危機の影響を受ける中小企業・NPO・労働者への支援策一覧](#) (12/15 更新)、[経済再開情報 \(新型コロナウイルス関係\)](#) (2/1 更新)、[新型コロナウイルス関連情報](#) (全般的な情報)、[州保健局 新型コロナウイルス日本語ページ](#)】

・[毎月 11 日は日本食の日 \(Japanese Restaurant Day\)](#)

## 1. 経済再開・企業支援情報

### (1) (再掲) 州知事 6月30日までに規制解除/経済再開する旨を発表

インズリー州知事は 13 日、ワシントン州の経済活動再開ロードマップ ("[Healthy Washington" Roadmap to Recovery](#)") について、6月30日までに規制を解除し、経済活動を完全に再開することを発表。16歳以上の州民の70%以上が少なくとも1回目のワクチン接種を受けることで、規制解除の日程が早まる可能性がある。また、6月30日までの規制解除に向けて、18日(火)より、ワシントン州の全ての郡がフェーズ3となった。

### (2) 5/18 州保健局 ワシントン州におけるマスクガイドラインの改訂

先週、CDC がワクチン接種を完了した者に対して基本的にマスクの着用は不要とするガイドラインを発表したことを受けて、州保健局は 18 日、州のマスクガイドラインの改訂を[発表](#)。基本的に、CDC のガイドラインを踏襲するものとなっている。インズリー州知事は先週の会見で、CDC ガイドラインを受け入れることを発表していた。州のマスクガイドラインの概要は以下のとおり：

＜（一般的な）マスク着用規定＞

- ・ワクチン接種を完了している場合、特に屋外等のほとんどの場所でマスク着用は不要。
- ・ワクチン接種の完了とは、最終的な接種から 2 週間が経過した状態であり、まだ 2 回目の接種が必要な場合は、これまで通りのマスク着用規定に従う。
- ・市内の郡や企業は、独自のフェイスカバー着用規定を設けることが認められており、それらの場所でマスク着用が求められる場合は、それぞれの規定を尊重すること。
- ・①病院、長期療養施設、拘置所、刑務所、ホームレスシェルター、学校等の公共の場所、②CDC がマスク着用を義務化している飛行機や船舶、フェリー、電車、バス、タクシー、ライドシェア等の公共交通機関では引き続き、マスクを着用すること。

また、州労働産業局は 21 日、ワクチン接種を完了した従業員の職場でのマスク着用規定を[発表](#)したところ、概要以下のとおり：

＜ワクチン接種を完了した従業員の職場でのマスク着用規定＞

- ・ワクチン接種を完了した者は、雇用主または地域の保健局がマスク着用を要件としない限り、職場においてマスク着用と社会的距離を取らなくても良い。
  - ・マスク着用と社会的距離の保持を解除する前に、雇用主は、従業員がワクチン接種を完了したことを従業員の署名による現状の証明書もしくはワクチン接種証明書によって確認しなければならない。
  - ・マスクを着用しないもしくは社会的距離を取らない従業員に対し、雇用主はワクチン接種ステータスの検証を実施しなければならない。実施方法は以下のとおり。
    1. ワクチン接種済みと証明した従業員とその接種日時の記録を作成
    2. 当該従業員が出勤する度にワクチン接種を確認する
    3. 従業員のバッジや社員証にワクチン接種済みの印をつける
    4. その他、従業員がワクチン接種済みであると雇用主が確認できる方法
  - ・ワクチン接種の証明書として有効なのは、CDC によるワクチンカード、同カードの写真、医療施設からの書類、従業員が作成した証明書、州のワクチン接種情報システムからの書類
  - ・当該確認システムの記録は、州労働産業局の要請に応じ、提出されなければならない。
- 本件に関する[州知事室のプレスリリース及び改訂州知事宣言](#)も併せてご確認ください。

ただし、キング郡は 20 日、別途マスク着用継続に関する指令を発行しており、(3) も参照のこと。

### (3) 5/20 キング郡 屋内でのマスク着用継続を要請

上記(2)に関連して、シアトル市及びキング郡は 20 日、5 歳以上の人々に屋内の公共スペースでマスクを着用することを要求する新しい指令を発行。今回の指令は屋外スペースには適用されず、屋内のみとなっているが、その要件は、先週、CDC が発表したガイドライン (ワクチン接種を完了した者は多くの場合で屋内でもマスクを必要としないとするもの) よりも厳しくなっており、16 歳以上のキング郡民の少なくとも 70%以上が完全にワクチン接種を終えるまで継続される。

本件に関するシアトルタイムズ記事は[こちら](#)。

### (4) (再掲) コロナ支援プログラムの申請状況まとめ

当館経済班がまとめた、連邦政府、州政府等によるコロナ支援プログラムの申請状況は以下のとおり。

<州政府>

Department of Agriculture Relief & Recovery Grants	CLOSED
Working Washington Small Business Grants: Rounds 4	CLOSED
Washington COVID-19 Immigrant Relief Fund	CLOSED
<a href="#">Nonprofit Community Recovery (NCR) grants</a> (文化、芸術、科学、スポーツ、歴史継承等の非営利団体への助成金)	<u>OPEN</u>

<連邦政府>

<a href="#">Shuttered Venue Operators Grants</a> (閉鎖されたイベント会場運営者に対する助成金)	<u>OPEN</u>
<a href="#">Restaurant Revitalization Fund</a> (レストラン活性化基金)	<u>OPEN</u>
<a href="#">Paycheck Protection Program</a> (給与保護プログラム)	<u>OPEN</u>

※Restaurant Revitalization Fund については、既に予算額を上回る申請がなされていることが[報道](#)されているが、申請ポータルはまだオープンしており、2019 年の年間収益が 5 万ドル以下の事業所への資金提供の余地はまだ残っている。

※米国連邦緊急事態管理庁（FEMA）は、以下の条件のもとで、新型コロナウイルス感染症に起因する死亡に対する葬儀費用の財政支援を提供。

- ・米国内及び米国領土での死亡であること
- ・死亡診断書に COVID-19 が原因として記載されていること
- ・申請者が、2020 年 1 月 20 日以降に葬儀費用を負担した米国市民、非市民、又は資格を有する外国人であること（故人は、米国市民、非市民、又は資格のある外国人である必要はない）
- ・支援は葬儀ごとに最大\$9,000 までに制限されること

#### **(5) 5/17 シアトル市議会 レストランの屋外ダイニング許可料金の免除を 2022 年 5 月まで延長**

シアトル市議会は 17 日、「カフェストリート」プログラムを 2022 年 5 月 31 日まで延長し、カフェ、レストランその他の飲食店は、歩道や沿道での屋外ダイニングを運営するための許可申請を、無料で実施できることとなった。このプログラムは、パンデミックによる制限に苦しんでいるレストラン等を支援するために、昨年の夏に開始されていたもの。

本件に関するシアトルタイムズ記事は[こちら](#)。

#### **(6) 5/19 キング郡 パンデミックにより支払いに問題のあった賃貸人に対する支援を発表**

現在、ワシントン州政府により発行されている、立ち退きモラトリアム指令は 6 月 30 日に終了することが見込まれているが、キング郡は、アパートを借りている低所得の居住者に対し、パンデミック中の分の家賃の支払いに対する財政援助を実施することを発表。この支援は、郡が連邦政府から受け取った 1 億 4500 万ドルパンデミック救済金によって実施されるものであり、郡から家主へと直接支払いが行われる。郡は毎週、申請者の中から支援を実施する者を選択し、予算が尽きたところでプログラムは終了する予定。申請に当たって市民権は必要とされず、移民ステータスについても不問とされている。

本件に関するシアトルタイムズ記事は[こちら](#)。

#### **(7) 5/20 シアトルーアラスカ間クルーズの一部が 7 月に再開予定**

ホーランド・アメリカ・クルーズライン社は 20 日、2,100 人の客船であるニューアムステルダム号による、シアトルからアラスカへの毎週の往復クルーズを 7 月に再開すると[発表](#)。最近、州議会が可決したアラスカ観光回復法により、クルーズの再開が可能となっていた。なお、この法律では、米国を航行する外国籍の大型客船の外国港への寄港を義務付ける米国の海

事規則を廃止しており、パンデミック前にカナダに立ち寄っていたアラスカ・クルーズがカナダに立ち寄る必要がなくなった。ホーランド・アメリカ社によれば、7月24日から10月2日までの土曜日、計10日の出発分の予約が可能となっている。乗客は、クルーズ出発の少なくとも14日前に、ワクチン接種を終えている必要がある。

本件に関するシアトルタイムズ記事は[こちら](#)。

#### (8) 5/19 メモリアル・デー休暇時のロードトリップの急増で、ガソリン供給の混乱がま す可能性

[州当局](#)によれば、今月30日のメモリアル・デー（戦没者追悼記念日）の週末の自動車旅行の増加と、全国的なトラック運転手の不足による燃料配達の遅れが相まって、ワシントン州のガソリンスタンドでのガソリンの入手について混乱する可能性が指摘されている。

#### (9) 日本のコロナ感染／緊急事態宣言等の状況

日本の菅首相は21日（日本時間）、新型コロナウイルスの緊急事態宣言を沖縄県に適用することを発表。期間は、5月23日から6月20日まで。

それぞれの措置の概要等は、[こちら](#)の内閣官房HPを参照。

##### <緊急事態宣言>

東京都、京都府、大阪府、兵庫県： 4月25日～5月31日

愛知県、福岡県： 5月12日～5月31日

北海道、岡山県、広島県： 5月16日～31日

沖縄県： 5月23日～6月20日

##### <まん延防止等重点措置（※）>

埼玉県、千葉県、神奈川県： 4月20日～5月31日

愛媛県： 4月25日～5月31日

岐阜県、三重県： 5月9日～5月31日

群馬県、石川県、熊本県： 5月16日～6月13日

（※）緊急事態宣言は都道府県単位で出されるのに対し、まん延防止等重点措置は、知事が市区町村など地域を絞って発出されるため、対象地域は各自治体のHP等を参照のこと。

## 2. ワクチン関連情報

### (1) 5/17 州保健局 ワクチン接種情報の更新

[接種状況](#)： 5月17日時点で、州全体で6,424,110回以上のワクチンが投与されており、これ

は州内で提供可能なワクチンの 83.82% 近くに相当する。なお、現在は 過去 1 週間平均で 46,410 回/日の接種 が実施されている。

また、17 日時点でのワクチン接種割合は以下のとおり。

	16 歳以上の州民（約 614 万人）に対する割合	15 歳以下を含む全州民（約 765 万人）に対する割合
1 回目のワクチン接種完了：約 361 万人	<u>59.21%</u>	47.52%
完全なワクチン接種完了：約 287 万人	47.64%	38.23%

※ 下線の割合が 70% を超えることが、完全な経済再開の条件とされている。

#### (2) 5/18 シアトル市 12 歳から 15 歳を対象にワクチン接種を加速

ファイザー/ビオンテック社製のワクチンが、12 歳から 15 歳にも接種可能となったことを受けて、市はシアトル公立学区と協働し、本年度（6 月）末までにすべての接種対象の生徒にワクチンを提供することを発表。今後 2 週間にわたり、市消防局は、ワシントン大学医学部及びスウェデッシュ病院とのパートナーシップのもと、市内の 49 の学校でワクチンを提供する。また、私立学校に通う生徒への接種を進めるために、市内の 3 つの私立学校でも臨時のワクチン接種場を設置している。

さらに、ルーメン・フィールド・イベント・センターでは、5 月 22 日（土）午前 11 時 15 分から午後 5 時 45 分まで、若年者を対象としたワクチン接種場も設置される予定。

接種会場及びスケジュールの詳細は [こちら](#)。

#### (3) 5/21 シアトル市 ウェストシアトルでのワクチン接種場を閉鎖

シアトル市は 21 日、同市で少なくとも 1 回目のワクチンを接種した割合が 75.2% を超え、ワクチン接種需要が低下してきていることを踏まえ、ウェストシアトルのワクチン接種場を 6 月 9 日に閉鎖することを 発表。同市は今後、学校診療所でのワクチン接種やポップアップでの接種に注力することとしている。

#### (4) 5/17 マリナーズの試合観戦 ワクチン接種完了者はマスクの着用不要に

シアトル・マリナーズは、T モバイルパークでの試合観戦時に、ワクチン接種完了者についてはマスク着用の義務を課さない方針を決定。さらに、6 月 2 日までの試合観戦については、ワクチン接種完了者向けの割引チケットも販売されている。

なお、ワクチン接種が完了している状態とは、試合の少なくとも 2 週間前にファイザー/ビオンテック社製またはモデルナ社製ワクチンを 2 回接種していること、またはジョンソン・エン

ド・ジョンソン社製のワクチンを1回接種していることを意味する。

本件に関するシアトルタイムズの記事は[こちら](#)。

#### **(5) 5/18 シアトル公立学校 12歳以上の生徒へのワクチン接種を提供**

シアトル公立学校は17日より、生徒が対面での卒業式へ参加でき、また、秋からの次年度の対面での授業に安全に戻ってこられるようにするため、ファイザー社製ワクチンを使用して、地区内の近隣の学校で12歳以上の生徒を対象としたワクチン接種クリニックを開催。クリニックは、シアトル市、シアトル市並びにキング郡の公衆衛生局、及びシアトル消防局との連携により実施される。

### **3. 日本の水際対策について**

当館のホームページにおいて、[日本の水際対策に関するページ](#)を掲載しました。これまでも随時更新してきた検査証明書に関する情報に加え、スマートフォンへインストールが必要なアプリ等のその他の入国に際しての要件もまとめています。

満たすべき要件等は変更される場合もありますので、必ず最新の情報を、[厚生労働省ページ](#)や[当館ページ](#)にてご確認ください。

### **4. 当館からのお知らせ**

#### **Japan Seattle AI "Online" Meetup 17.0 の開催 (6月15日、16日 (PDT))**

当館も開催協力を行っている Japan Seattle AI "Online" Meetup 17.0 (Innovation Finders Capital GP, LLC 主催) が以下のとおり、オンラインで開催されます。AI meetup は、日本企業と、シアトルの主に AI 分野のスタートアップを繋ぐためのイベントで、第 17 回目となる今回は 10 社のスタートアップのピッチをご覧いただけます。

日時： 6月15日(火) 17:00-18:00、16日(水) 17:00-18:00

参加料： 無料

参加方法： 以下のウェブサイトから登録ください

<https://www.eventbrite.com/e/japan-seattle-ai-online-meetup-170-jun-1617-ist-jun-1516-pdt-tickets-153776743379>

なお、当日登壇する 10 社のスタートアップについては現在調整中です。詳細についてお知りになりたい場合は主催者である IFC ([info@innovation-finders.com](mailto:info@innovation-finders.com)) に直接お問い合わせください。

## 5. その他参考情報（ジェトロビジネス短信）

『米国の旅行需要回復へ、5月末連休の旅行者6割増を見込む』 5/17

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/05/9c7e95251b555fb9.html>

『米アマゾン、北米の配送・物流網で7万5,000人を新たに雇用へ』 5/19

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/05/b2f369617efbf08a.html>

『バイデン米大統領、新型コロナワクチン2,000万回分の国外追加供給を発表』 5/19

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/05/1e3517fb9a855575.html>

『ロサンゼルス郡・市、ゼロエミッション化に向けた取り組みを加速』 5/20

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/05/1bd24d241a97358e.html>

『バイデン米大統領、「EV分野で中国に後れを取る」、EV普及政策への理解を訴え』 5/21

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/05/6330477e4ee90882.html>

引き続きよろしくお願いいたします。

\*\*\*\*\*

（注意点）

本情報は、ワシントン州の主要な行政機関や団体のウェブサイトの情報をもとに、その時点における当地日系企業・NPO・邦人労働者に役立つ情報を、皆様のご参考として迅速に日本語で届ける目的で発信しているものです。法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。実際の申請等に当たっては、該当するウェブサイトで最新の情報や詳細を直接ご確認ください。なお、当館として個別企業の申請書作成等の支援は出来かねますのでご容赦ください。

（免責）

本メール又は当館情報に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。

（領事メールについて）



当館では外国に3ヶ月滞在される在留邦人に対し、旅券法に基づく在留届、帰国・転出等の届出をお願いしております。本届けでメールアドレスをご登録いただいた方に対して、コロナに関する情報や各種安全情報を領事メールにてお送りしておりますほか、緊急時の安否確認を当館から行うためにも必要なものですので是非ご協力ください。詳細はこちらをご覧ください。

[https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/zairyu.html](https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html)

(Unsubscribe:本日系企業支援関係メールについて)

当館が把握しておりますワシントン州日系企業にお送りしております。今後、本メールが不要な方はその旨ご返信をお願いいたします。

\*\*\*\*\*

**Consulate-General of Japan in Seattle**

701 Pike Street, Suite 1000

Seattle, WA 98101

206-682-9107